

入間市公式 SNS 運用方針

令和 2 年 7 月 1 日 施行

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

1 はじめに

入間市は、市民の皆様へより分かりやすく、タイムリーな情報をお届けするため、公式 SNS アカウント（Facebook、X(旧 Twitter)、LINE、YouTube）を開設しています。本運用方針は、これらのアカウント運用における基本的な考え方を示し、市民の皆様への情報公開と透明性の確保を目的としています。

2 運用の目的

公式 SNS アカウントを通じて、入間市の魅力、イベント情報、防災情報、市政情報などを発信し、市民の皆様とのコミュニケーションを促進することで、より開かれた市政を目指します。

3 運用主体

運用主体は入間市秘書広報課とし、運用責任者は秘書広報課長とします。

4 情報発信の内容

- (1) 市政情報（市の施策、事業、手続き、お知らせなど）
- (2) イベント情報（市内のイベント、祭り、観光情報など）
- (3) 防災情報（災害時の避難情報、気象警報など）
- (4) その他（入間市の魅力を発信する情報、市民生活に役立つ情報など）

5 対応時間

原則として、開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）とします。ただし、必要と判断した場合は、この限りではありません。

6 禁止事項

利用者が各アカウントにコメント投稿等をするにあたり、以下のような内容の投稿は禁止し、違反が認められた場合は、予告なく投稿の削除、その他の必要な措置をとる場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 入間市、他の利用者または第三者を誹謗中傷または権利を侵害する内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動またはこれらに類するものを目的とする内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とする内容
- (7) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容、単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) わいせつな表現などを含む内容
- (10) 本人の許諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害する内容
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 当ページに関係ない内容
- (13) その他、市が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページへのリンク

7 知的財産権

各アカウントに掲載している個々の情報(文章・写真・イラストなど)に関する知的財産権(商標権、著作権等のすべての権利)は、入間市あるいは入間市以外の原作者に帰属します。掲載している個々の情報の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断での複製・転用を禁止します。ただし、各アカウントへのリンクや、「シェア(リポスト)」の機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また出所を明記する場合、掲載を可能とします。

8 免責事項

- (1) 入間市は、当ページの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 入間市は、利用者により投稿されたコンテンツに対して一切の責任を負いません。
- (3) 入間市は、利用者間、もしくは利用者と第三者のトラブルによって利用者または、第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 入間市は、各アカウントへ利用者により投稿されたコンテンツを利用または信用したことにより第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5) 入間市は、上記の他、各アカウントに関連する事項に起因、または関連して生じたいか

なる損害について、一切の責任を負いません。

- (6) 入間市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。
- (7) 変更後の運用方針は、別途定める場合を除き、入間市公式ホームページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

附則

- (1) この方針は、令和2年7月1日から施行します。
- (2) この方針は、令和4年4月1日から施行します。
- (3) この方針は、令和7年4月1日から施行します。

ご意見・ご要望

入間市公式 SNS アカウントの運用に関するご意見・ご要望は、市ホームページのお問い合わせフォームよりお寄せください。